

# 厚木市市税条例の一部改正の骨子に関するパブリックコメントについて

## 1 意見募集期間

平成 30 年 9 月 4 日（火曜日）から平成 30 年 10 月 4 日（木曜日）まで

## 2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1 人
- (2) 意見の件数 3 件

## 3 意見の反映状況

No.	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	1
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	2
	合計	3

## 4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	特例割合の細分化でどの程度の効果が出るのか、関係者から今回の措置による影響予測はしているのか。	今回の改正では、設備の出力規模に応じて、より効果的な普及促進となるよう配慮したものです。 関係者（対象）としては、不特定多数の事業者となりますので、影響予測につきましては実施していません。	5
2	厚木元気計画の目標からみて、大幅に減免してもいいのではないのか。	「厚木市地球温暖化対策実行計画」及び「あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画」において再生可能エネルギーの普及を推進していることから、税制面において特例措置の活用により強力にサポートするため、地方税法で認められた範囲で所有者の税負担を最大限軽減する割合とします。	2
3	市内で地熱発電はあるのか、わざわざ規定する必要があるのか。	地方税法附則第 15 条第 32 項に規定され、他の設備と同様に対象資産が導入された場合、課税及び特例適用するため、条例に規定する必要があります。 現在、市内におきまして地熱発電設備はありません。	5

## 5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 資産税課
- (2) 連絡先 (046)225-2031

## 6 結果公開日

平成 30 年 10 月 26 日公開